十三

へ13
2653
7

白木屋

伊勢文庫
2633
巻10—17

十三

一 上新長門守殿内侍
并ニ高野殿内侍
一 中将殿ニ
ニ高野殿内侍

義経世代の風儀乃ち之
中村長門守中務丞の末
裔中村長門守の孫左衛門
尉の子孫左衛門尉の孫左
衛門尉の子孫左衛門尉
乃ち長門守の子

[illegible]
子三代目関白秀次公
[illegible]
深沢年七歳
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

情をもつて通ぜざる儀なきを以て勘仕り
其性質をうけまして毎歌の道に
専ら俗人の気を奇へ称賞仕り
くして義門なれば
如中今産長屋
に至て同じ筆跡書を送る事一向
無之若年の時
こゝろ
こゝろ
こゝろ

こ藏おして其村方と組合を組下惣代として其
村をしりて気付き次第に出訴申
て成らざる事を申うんじ文禮を申入候
ば御しよう所と申こ笑と云て諸しも其年
乃五反に修理を清川村へ係を紙出せり
是八年宝暦年中に中川様より御屋敷
に修理を組下のものに係紙出来一ヶ所
代官御役所に係出来不合とされて其年

宝暦元年に高ヶ原新田小高を新田
せり長川寺所用いて川ヶ通り
新田開発と両ヶ所の出来村を
組下乃出来と同配せして其村をいわく
其元禄六御年面れば御例乃法を
いう所不法なしの事と数年
勤労をされもの事あり
おもの願いり法地御又ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]

海賊城を攻め落し申候
事海賊へ引取候と申候
様に仕候事和ゆ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義信見廻深養之事

義信見廻深養之事

一 木村主殿頭[illegible]

并大膳亮[illegible]

一 林源四郎[illegible]

并木村主殿[illegible]

天下
覇　義信見廻源義経のこと

年村豊臣秀吉
并天下覇権を武家の対面事

六、長門守豊臣秀吉の人数より浅野左近ハ
紫衣を松平宗[illegible]を[illegible]なして和
[illegible]あるべし[illegible]仕来ならへし御
[illegible]ハ公儀式例のごとく[illegible]

よ立て訪りんとてうしに[illegible]
[illegible]
[illegible]

て今やこれを世に伝へしられ、あまねくあまねく海賊
たち川岸をこえてこれを今やこれ長の中と伝へ申たり
尋ね申村にこれかの川ばたに新しき長柄鞘拵ふりか
りくるをこれをこれにて探のまとりまとりあつまりたるし
給ひてこれ人金乃刀を常に所へ所をこれ
て彼海賊ども立なをこれをこれ長ばかりなり
ふ中より刀を抜てうつをもれ七手をさしの様
おのれよりよ切たりしの八ふ海賊共

二人を切られてふ中に歩くり思ひ長のさう事
なれ、ばかりの賊とも大ぜいよりあつまりたる後
始ら矢を放して五中の側に立て防ぎ
て立ぬ和長門守八ふ漢よ中屋を伝へ
たりくと思りて後よりとり登賊がさし所くと思りてら
乃蔵なる如ぞ矢を放しまはしまし村立底海
対ぜよ思しこれよりこれ伝へ合ひ助うて
はさをんさを八とくを切殺しをべしを

[illegible]
[illegible]
[illegible]

時分の俳人を多く引き連れ
城内の中を尋ねぶらんて行ゆ人なくこれあるべく
なりて若き者ども拙の道へ
案内をもとめく是を中の家の長崎屋
拙くもてなしたりしてきやく行方上り
しを宗城殿を存じしとふ宮なれば数
艘のみをとこ
宇除人の宗城を中補
あるを知りて

此者ども宗城を
和お授られ
賞ありて金銀
たくてしたひしして
しは長門守殿
上仕をかれ
思を遂ぬ
うとられ
の同じ
言
長崎奉行
行列射
方返
人
俱
思ひての
平村

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

去年九月之使乃和泉国佐野浦に
侍業の伊勢へ至教し浦へ
ちくてたくしの数浦へ京都の住
国日大坂表へ向て出帆の海路
日数乃船賃乗船人数
為年中乃通交船高荷
高乃仕来りと和泉国
乃行て之後に古国
迄来て年乃夜に至り

日数乃船賃を為年中
之通行乃ちくしの
之情を立被せ
使和泉国のものを
人行社寺決定
為て船賃
為年乃船賃
為年乃船賃仕
て先月乃今乃

[illegible]
仁の事申あげんとなれば
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新撰 義経見聞録養のこと抄

白木屋